

新生児聴覚検査にかかる費用の一部助成をはじめます



生まれてくる赤ちゃんの 1000 人のうち 1～2 人は、生まれつき耳のきこえにくさ（先天性難聴）があると言われています。きこえにくさがあっても、早く気づいて早く支援を受けることで、言葉の発達が促され、コミュニケーションがスムーズになりますが、目に見えず、赤ちゃんの様子だけで判断することが難しいため、発見が遅れる可能性があります。

きこえの障がいや早期発見、適切な対応や支援につなげるために、新生児聴覚検査を必ず受けましょう。

新生児聴覚検査とは

新生児聴覚検査とは、生まれて間もない赤ちゃんを対象に行う耳のきこえの検査です。

検査には自動 ABR または ABR（聴性脳幹反応）と OAE（耳音響反射）の 2 種類があります。

どちらの検査も、痛みを伴わず赤ちゃんが眠っている間に受けることができます。

検査結果は、「パス（正常）」または「リファア（要精検）」のいずれかの結果が出ます。

受検方法

以下の 2 点を、検査を実施する医療機関に提出してください。

①「母子健康手帳」

②「新生児聴覚検査受診券」（※）

※京都府外の医療機関では使用できません。

費用助成について

①対象者

令和 3 年 10 月 1 日以降に出生した京丹波町に住民票を有する（出生届を京丹波町に提出する予定を含む）新生児。

※令和 3 年 9 月 30 日までに出生された方や、検査実施日時時点で保護者の方が京丹波町外に転出された方は、受診券を使用することはできません

※生活保護世帯は、本事業の対象とはなりませんので、ケースワーカーにご相談ください。

②助成回数

新生児 1 人につき、自動 ABR または ABR、OAE のいずれか 1 回（初回検査）にかかる費用を一部助成します。

③助成上限額

自動 ABR または ABR…4,020 円、OAE…1,500 円

受診券の交付方法

妊娠届出時に母子健康手帳と併せて交付します。



京都府外の医療機関等で受検される方へ

里帰り出産等により京都府外の医療機関等で受検される場合は、一旦全額実費でお支払いいただき、受診券の額の範囲内で償還払いの対応をしますのでご相談ください。